

An aerial photograph of a town and a river. A wide river flows from the top left towards the bottom left. A dam is visible in the middle of the river. A bridge crosses the river in the lower right. The town is densely packed with buildings and roads. The river banks are lined with trees and some greenery.

第2回

勢田川等水面利用対策協議会

平成22年 3月19日

# 第1回協議会のまとめ

第1回協議会では、10項目を基本事項として、協議・検討を行っていくことを確認した。

## ①対象区域

対象区域は、「勢田川、五十鈴川、大湊川及び宇治山田港の河川区域と港湾区域との重複区域及び当該区域に面する施設」とします

## ②広報関係

ホームページ、看板、広報誌などを使って、随時、啓発活動を行っていくことについて協議・検討します

## ③係留船舶実態調査

放置船舶の対策に必要な係留船舶調査を実施することについて協議・検討します

# 第1回協議会のまとめ

## ④強制的な撤去措置

所有者が確認できない船舶や、所有者が確認できても係留施設へ移動しない船舶に対して、簡易代執行や行政代執行を行っていくことについて協議・検討します

## ⑤民間マリーナ調査

近隣にある民間マリーナの状況について把握し、係留施設の協議・検討に反映させます

## ⑥暫定係留施設

恒久的な施設を整備するまでの暫定的な係留場所、施設について協議・検討します

## ⑦恒久的係留保管施設

マリーナ等の恒久的な係留施設の整備・設置について協議・検討します

# 第1回協議会のまとめ

## ⑧重点的撤去区域の設定(河川)

河川法に基づく強制的な撤去措置の対象区域を設定することについて協議・検討します

## ⑨放置等禁止区域の指定(港湾)

港湾法に基づき、放置等を禁止する物件と区域を指定することについて協議・検討します

## ⑩条例制定の要否・可否について

条例の要否・可否について協議・検討します

# ① 対象区域

対象区域は、

勢田川、五十鈴川、大湊川

及び宇治山田港

の河川区域と港湾区域との重複区域及び当該区域に面する施設とする。

施設前面の水面は、施設管理者が基本的に管理を行います。



## ② 広報関係

# 三重河川国道事務所のホームページ(H21.11.24掲載)

勢田川等水面利用対策協議会

### 河川事業

#### 勢田川等水面利用対策協議会

勢田川等で放置船舶の対策を実施していきます

- 開催日:平成21年11月18日(水)
- 設立趣旨及び規約の承認  
[設立趣旨\(PDF\)](#)  
[規約\(PDF\)](#)
- 協議会において協議・検討していく基本事項  
[基本事項\(PDF\)](#)
- 今回の協議会において決定した事項
  - ①対象区域  
[区域図\(PDF\)](#)
  - ②広報関係  
ホームページ更新や広報誌への掲載、現地看板の更新や増設等を随時行っていきます。
  - ③係留船舶実態調査  
協議会終了後に所有者調査等を開始していきます。
  - ④強制的な撤去措置  
所有者調査の結果を受け、状況により簡易代執行を行っていきます。

国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所

河川 海岸 道路

リンク お問い合わせ

TOP お知らせ・トピックス 事業紹介 河川事業 海岸事業 道路事業 事務所案内

トップ > 事業紹介 > 河川事業 > 勢田川等水面利用対策協議会

### 河川事業

#### 勢田川等水面利用対策協議会

勢田川等で放置船舶の対策を実施していきます



勢田川右岸1.0km付近 放置船舶の状況



平成21年 台風18号通過直後 (H21.10.8)

勢田川等に無秩序に係留されている船舶(放置船舶)の対策を実施していくため、「勢田川等水面利用対策協議会」を設立しました。

◆「勢田川等水面利用対策協議会」(平成21年11月18日開催)

## ② 広報関係

伊勢市の広報誌  
「広報いせ」平成22年2月号



2月号14ページ

### 情報コーナー

**お知らせ**

**放置船舶の対策を  
実施します**

監理課 (☎2055582)

勢田川などに無秩序に係留されている船舶(放置船舶)の対策を実施するため、住民代表者・関係団体・国・県・市で構成する勢田川等水面利用対策協議会が設立されました。

今後は、この協議会で協議・検討を行い、放置船舶の対策を実施します。

詳しくは、国土交通省三重河川国道事務所のホームページ (<http://www.dbr.mlit.go.jp/mie/>) をご覧下さい。



放置船舶の状況 (一色町付近)

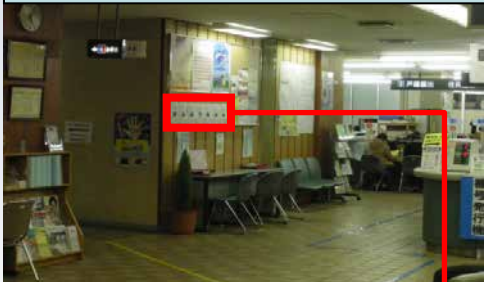
# ② 広報関係

## 所有者不明船舶に対する公告

宮川出張所



伊勢市役所



三重県伊勢建設事務所



屋外掲示板



護岸



現地看板



● 看板等の設置  
(H21.12/21~H22.1/21)





# 勢田川等水面利用対策協議会の報道

## ② 広報関係

H21.11.19中日新聞朝刊



伊勢市の勢田、五十鈴、大湊三川の河口に

### 放置船舶で対策協

伊勢市など 年内に実態調査

ある宇治山田港で問題となっており、放置船舶対策のため、国、県、市と地元住民が十八日、勢田川等水面利用対策協議会を設立し、解決に向け歩を進めた。国土交通省の二月の調査によると、同港に係留されている漁船やプレジャーボートは約九百隻。写真。このうち船だまりなどの施設外にある放置船舶も多

H21.11.19  
読売新聞朝刊

伊勢の放置船舶対策協議会設置  
伊勢市の勢田、大湊、五十鈴の3川の河口部と宇治山田港の放置船舶などの問題に対応するため、国土交通省三重河川国道事務所と県、同市は18日、地域の代表を交えた「勢田川等水面利用対策協議会」を設立し、今後の方針を話し合った。同事務所の今年1月の調

査によると、係留してある漁船やプレジャーボートは約900隻で、放置船舶も多い。老朽化による油漏れなども起きており、地域からも問題視する声が出ている。この日は、同事務所の徳元真一 所長を会長に選出。係留船舶などの詳しい実態調査を始め、暫定的な係留施設や、撤去区域の設定の検討など、10項目の基本事項を確認した。来年春に次の協議会を開く。

く、老朽化による油漏れなどが発生し、地元住民から安全性や環境面で心配する声が上がっている。洪水時の流れの阻害、津波や高潮時の護岸崩れや越えによる民家直撃も予想される。協議会は地元自治会や国、県、市の代表者ら十八人の委員で構成。この日は規約を承認し、国土交通省三重河川国道事務所の徳元真一 所長(右)を会長に選出した。

さらに今後の協議・検討内容として、係留内に開始し、次回協議船の所有者の有無な 会は来年三月をめどに、強制的な撤去措置、啓発の実施など十項目を 開く予定だ。

H21.11.30朝日新聞朝刊

### 放置船舶撤去へ 官民集い対策協

伊勢の宇治山田港

伊勢市の宇治山田港で、船だまり以外の場所に係留されている放置船舶の対策を考える「勢田川等水面利用対策協議会」が設立された。年内にも実態調査をして、油漏れなどを起こす放置船舶の撤去や係留保管場所の設置をめざす。国、県、伊勢市のほか、地元(NPO)法人や漁協、自治会の代表ら18人で構成。勢田川、五十鈴川、大湊川の延長計約10キロを対象にする。

1月の国土交通省中部地方整備局の調査では約900隻の係留を確認。このうち放置船舶の数は不明だが、2008年度には油漏れが8件起きていた。また、10月の台風18号では数隻が水没したという。協議会の会長に就任した三重河川国道事務所の徳元真一 所長は「係留施設の設置や撤去などの措置を進めたい」と話した。


# ② 広報関係

H21.11.19伊勢新聞朝刊

H21.11.19毎日新聞朝刊

## 放置船舶の実態調査へ

国交省や 伊勢市 勢田川対策協が初会議



【伊勢】国交省中部地方と県、伊勢市などは十八日、伊勢市役所で宇治山田港（勢田川河口）に放置された船舶の実態調査の初会議が開かれた。

国交省中部地方と県、伊勢市などは十八日、伊勢市役所で宇治山田港（勢田川河口）に放置された船舶の実態調査の初会議が開かれた。会議では、放置船舶の危険性や対策の必要性について話し合われた。また、関係機関間の連携強化も確認された。

放置船舶の危険性や対策の必要性について話し合われた。また、関係機関間の連携強化も確認された。

放置船舶の実態調査の初会議が開かれた。会議では、放置船舶の危険性や対策の必要性について話し合われた。また、関係機関間の連携強化も確認された。

### 宇治山田港の不法 係留船舶対策協議

伊勢市の宇治山田港に不法に係留されている船舶の取り締まりなどを話し合う「勢田川等水面利用対策協議会」の初会合が18日、伊勢市役所で開かれた。中部地方整備局三重河川国道事務所をはじめ、伊勢湾漁協、自治会、伊勢署などの関係者計18人が出席した。勢田川、五十鈴川、大湫川が往々宇治山田港には約900隻の船舶が係留されている。このうち、正規の船だまり以外の場所に不法に係留されている船があり、洪水時などに流され、橋りょうや護岸を損傷させたり、油漏れを起している。会合では同事務所の徳元真一事務所長を会長に選出。今後、係留船舶の実態調査や強制的な撤去措置、放置等禁止区域の指定などの事項について検討することを決めた。次回は来年3月末までに開く予定。【木村文彦】

伊勢ケーブルテレビでも放映

## ② 広報関係

今後の予定

**ホームページ更新、伊勢市広報誌掲載  
現地看板設置、記者発表**

- ・「勢田川等水面利用対策協議会」  
協議会の開催  
協議会において決定した事項
- ・重点的撤去区域の設定                      等 随時実施

# ③ 係留船舶実態調査

お知らせ

『船舶調査を実施します!』のご協力下さい。

勢田川、五十鈴川及び大湊川と宇治山田港における安全かつ秩序ある水面利用の維持・増進を図っていくため、「勢田川等水面利用対策協議会」を設立しました。今回、**無秩序に係留されている船舶（放置船舶）の対策を実施していくための基礎調査**として、船舶調査を実施します。

## 1. 調査実施期間

1回目：2009年12月16日(水)～21日(月) 8:00～17:00

2回目：2010年1月13日(水)～18日(月) 8:00～17:00

※雨天等を考慮し、予備日も含んだ期間にしています。

## 2. 調査場所

宇治山田港、勢田川、五十鈴川、大湊川（下図参照）



お問い合わせ：国土交通省 中部地方整備局 三重河川国道事務所 河川占用調整課  
住 所：〒514-8502 三重県津市広明町297 TEL：059-229-2218

## 船舶調査の事前告知

## 調査状況



# ③ 係留船舶実態調査

船舶は移動するため2回調査を実施した

## 係留船舶実態調査(951隻)

1回目:2009年12月16日(水)~21日(月)

2回目:2010年 1月13日(水)~18日(月)

## 船舶登録番号照会(~2月1日)

所有者判明(788隻)

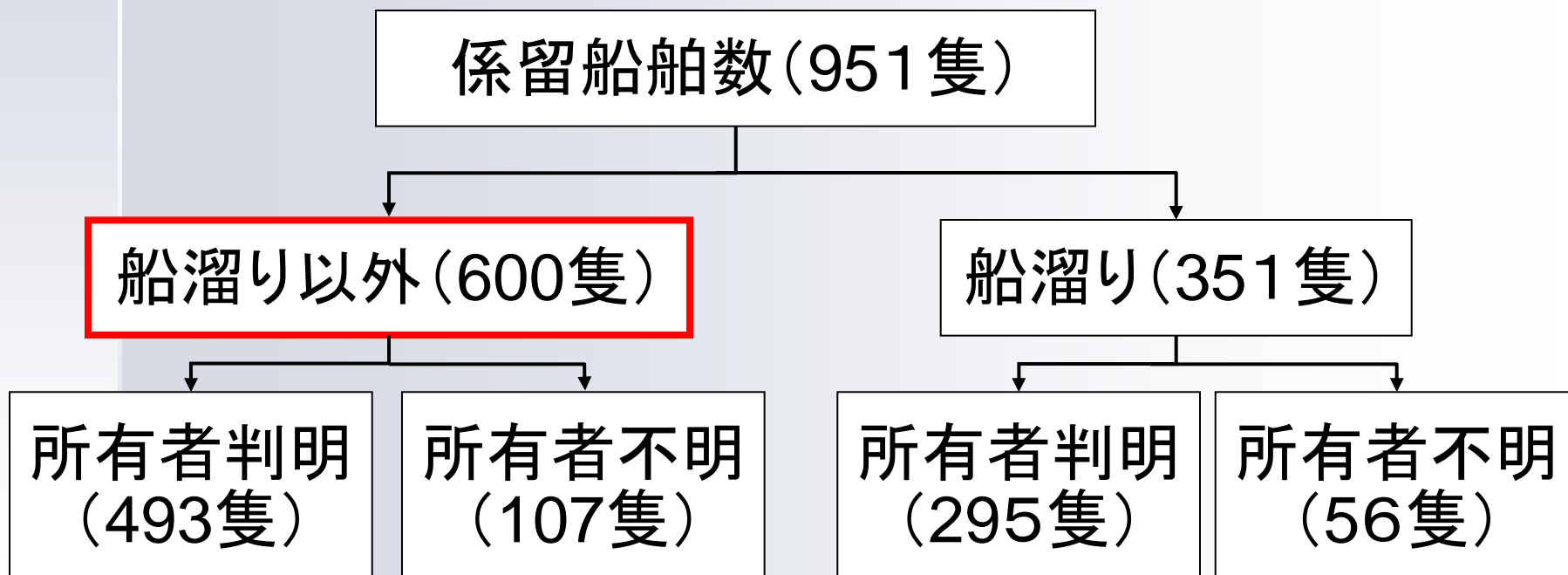
※船舶原簿等に所有者名の記載があった船舶数

所有者不明(163隻)

※登録番号がないものや照会しても所有者が判明しなかった船舶数

### ③ 係留船舶実態調査

係留船舶数のうち、船溜り以外に係留されている放置船舶が600隻あった。



# ③ 係留船舶実態調査

船溜まりの状況



①一色町地先船溜:計58隻  
所有者判明:48隻  
所有者不明:10隻

②一色町物揚場施設  
:計25隻  
所有者判明:13隻  
所有者不明:12隻

# ③

# 係留船舶実態調査

船溜まりの状況

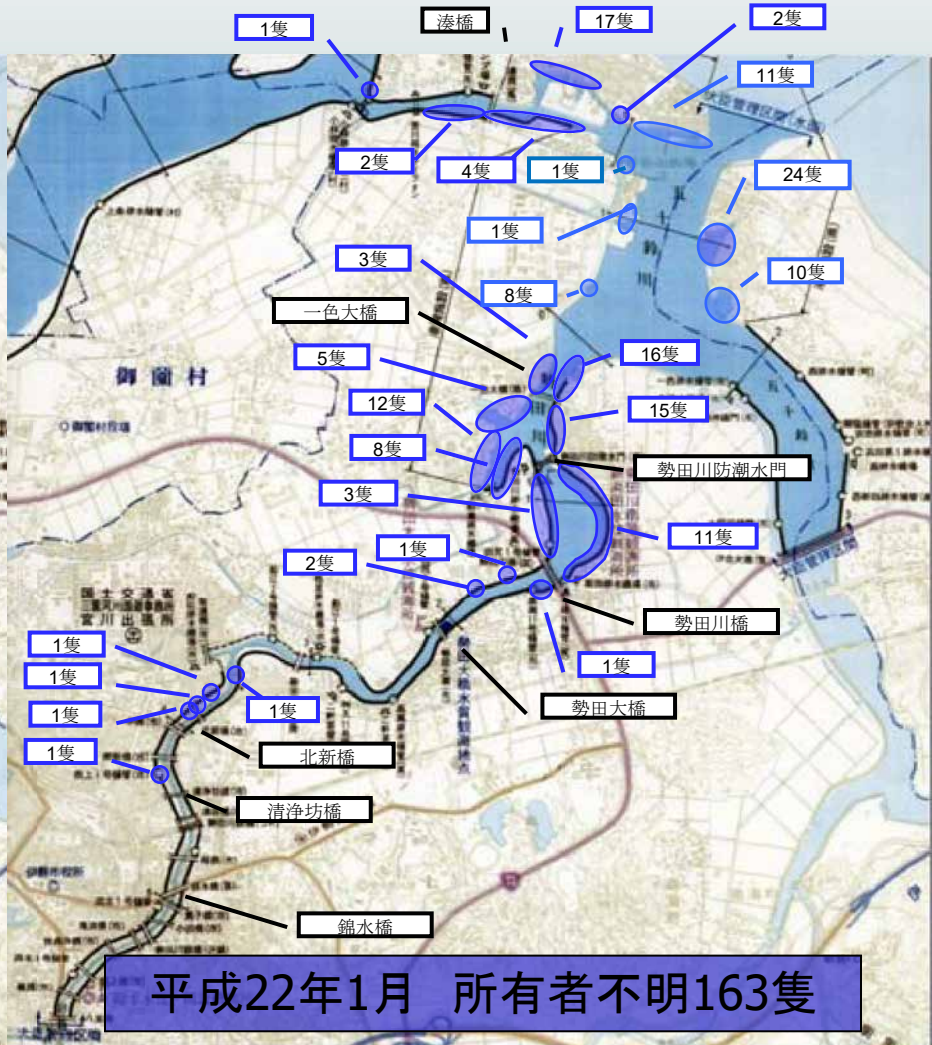
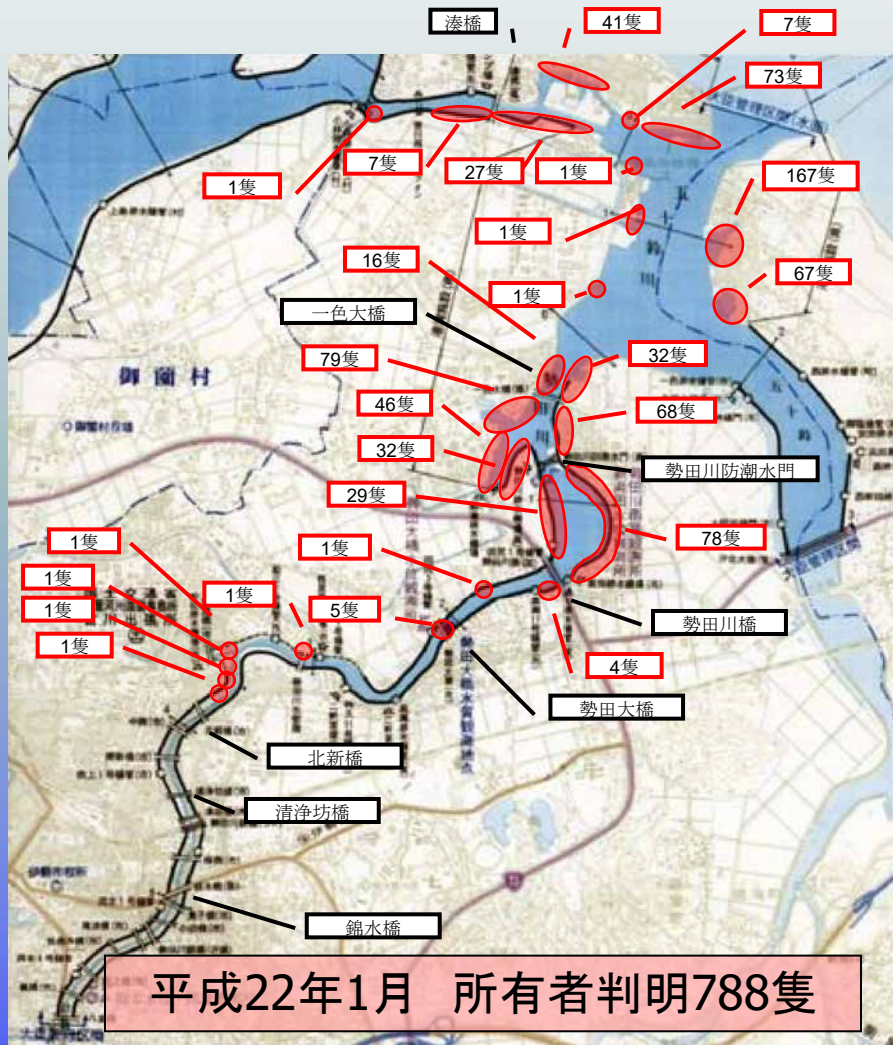






# ③ 係留船舶実態調査

所有者が判明している船舶が約8割を占める



平成22年1月 所有者判明788隻

平成22年1月 所有者不明163隻

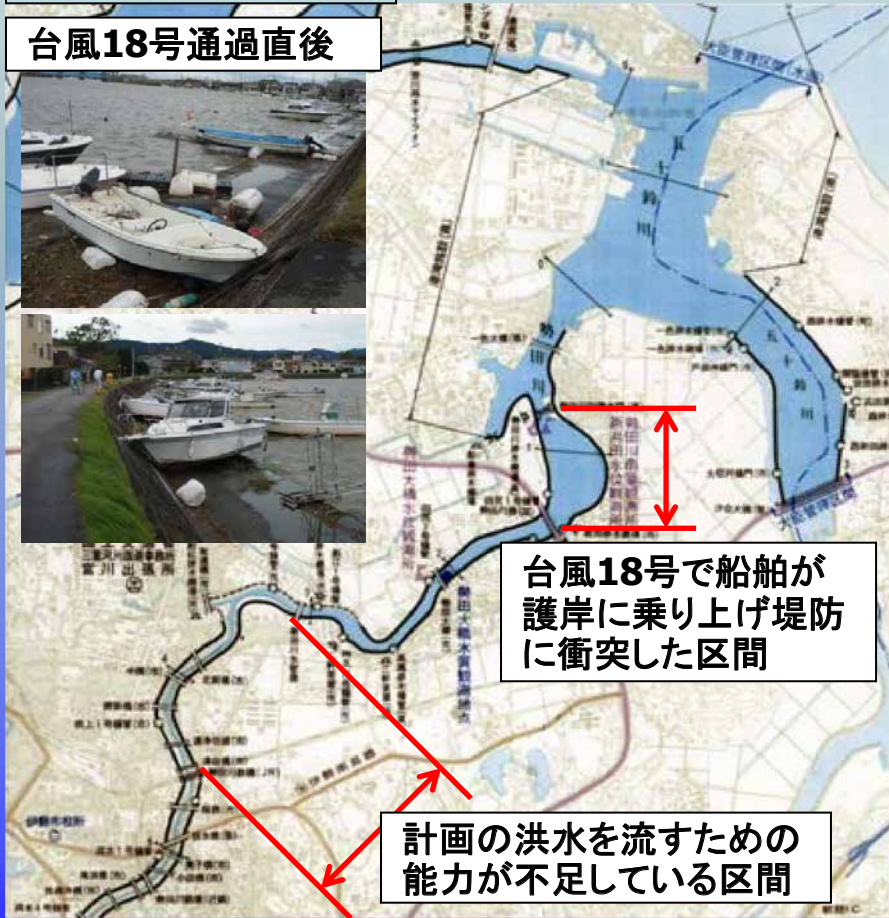
○ 所有者判明      ○ 所有者不明

# ④ 強制的な撤去措置

対策を実施しなければ……

## ▼治水上の課題

台風18号通過直後



## ▼水質事故

● 水質事故の発生場所

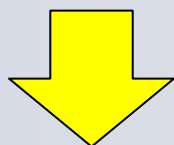




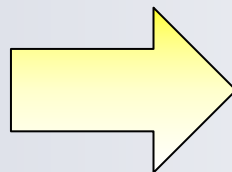
## ④ 強制的な撤去措置

所有者不明船舶

放置船舶の所有者が  
確認できない場合



簡易代執行



船舶等係留禁止  
看板の設置



以下の放置船舶から順次、実施していく

- ・重点的撤去区域に設定した箇所
- ・治水上の課題を有する区域や水質事故発生区域の所有者不明船

# ④ 強制的な撤去措置

## 簡易代執行の報道

NHK、伊勢ケーブルテレビ、名古屋テレビでも放映

現場付近に公告文の掲示をして撤去指導や所有者調査の結果、所有者が分からなかった小型船舶2隻や桟橋3

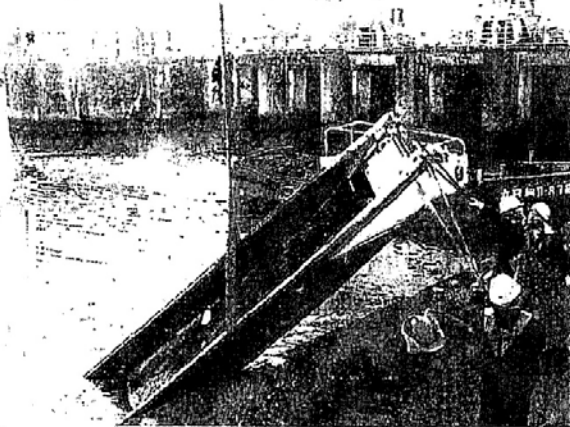


放置船舶など強制的に撤去  
伊勢の勢田川  
国土交通省三重河川国道事務所(津市)は二十九日、伊勢市の勢田川兩岸など六カ所ので、昨年十月の台風18号の影響で船体の一部が沈み、事故の危険性が高まった放置船舶などを、河川法に基づいて強制的に撤去した。

H22.1.30伊勢新聞朝刊

H22.1.30中日新聞朝刊

基など六件が対象。職員ら約二十人がそれぞれ対象の撤去物を同市田尻町の勢田川排水機場にえい航し、クレーンを使って陸に引き揚げて保管した。写真。六カ月以内に所有者が現れない場合は、所有権が国に移り、売却または廃棄処分される。(谷知佳)



【伊勢】国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所(徳元真一)所長は二十九日、伊勢市の勢田川河口付近に不法放置された所有者不明の船舶の一部を強制撤去した。

### 放置船舶を強制撤去

三重河川所有者名乗り出ず  
国道事務所

H22.1.30朝日新聞朝刊

■伊勢で放置船舶を撤去  
国土交通省三重河川国道事務所は29日、伊勢市内を流れる勢田川に放置されている所有者不明の船舶2隻と桟橋3基などを河川法に基づき簡易代執行で強制撤去した。撤去したのは、昨年10月の台風18号で船体の一部が沈んだ船舶や桟橋など。昨年12月から伊勢市役所などに公告を掲示し、所有者に除去を求めていた。所有者が現れないため、緊急的に実施したという。

H22.1.30読売新聞朝刊

勢田川の放置船舶など撤去  
河川国道事務所  
国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所は29日、伊勢市の勢田川で、放置船舶2隻や桟橋3基などを強制撤去した。  
昨年10月上旬の台風の影響で、一部が沈んだ船舶や桟橋が見つかり、撤去は事故防止のため、所有者が判明しなかったものについて緊急的に実施した。同事務所では、伊勢市の勢田、大湊、五十鈴の3川の河口部と宇治山田港の放置船舶などの問題に対応するため、県、同市と協力、昨年11月に地域の代表を交えた「勢田川等水面利用対策協議会」を設立し、今後の対応を検討している。

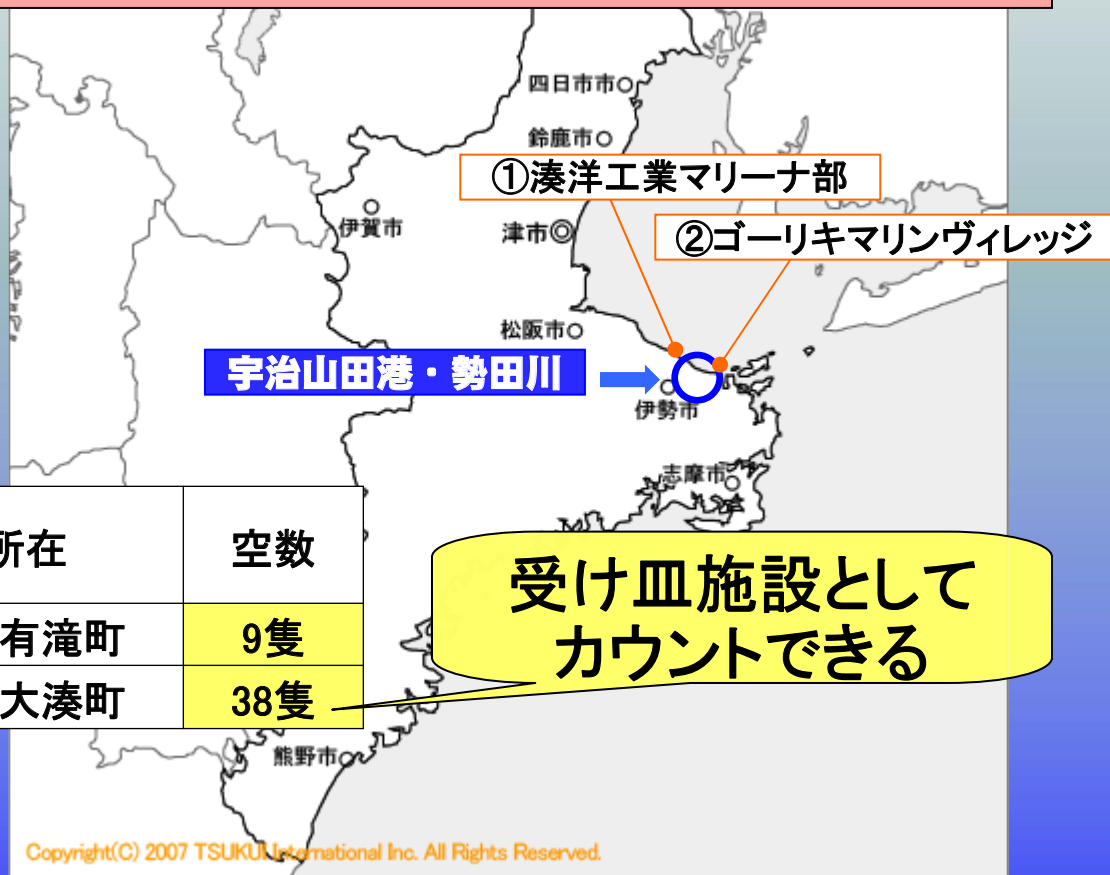
### 伊勢 勢田川の危険を防止

午前八時に作業員約二十人が集まり、川に沈んだ船を保護施設から切り離し、作業船でえい航して、クレーンで陸岸に引き上げた。  
河川法に基づき簡易代執行で、この日は昨年の台風18号で一部が沈んだ船3隻と桟橋3基、係船環一つを同市田尻町の勢田川排水機場内に回収、放置されていた場所や同市船江の同事務所管川出張所などに公示した。同排水機場内で保管し、六カ月以内に連絡がない場合は国の所有となっており、売却や廃棄が検討される。  
同事務所は、危険防止を理由に昨年十二月二十一日から一月間、除去を求めた公告をしたが、所有者が名乗り出なかった。

放置船舶を引き上げる作業員ら伊勢市田尻町の勢田川排水機場で

# ⑤ 民間マリーナ調査

宇治山田港近郊に収納可能なマリーナが存在する。  
調査によると約50隻程度の収容が可能である。



施設名	所在	空数
① 湊洋工業マリーナ部	伊勢市有滝町	9隻
② ゴーリキマリンヴィレッジ	伊勢市大湊町	38隻

※平成22年2月現在

## ⑥ 暫定係留施設

受け皿として必要な  
係留施設を検討

### 設置場所

- ・洪水時、高潮時における治水上の支障がないこと
- ・港湾機能に支障を及ぼすおそれがないこと
- ・環境の保全上の問題がないこと
- ・係留施設の適切な構造及び管理ができること
- ・船舶航行安全上の特段の問題がないこと

### 設置主体

- ・港湾管理者
- ・地方公共団体
- ・第三セクター、公益法人等
- ・漁業協同組合

### 占用期間

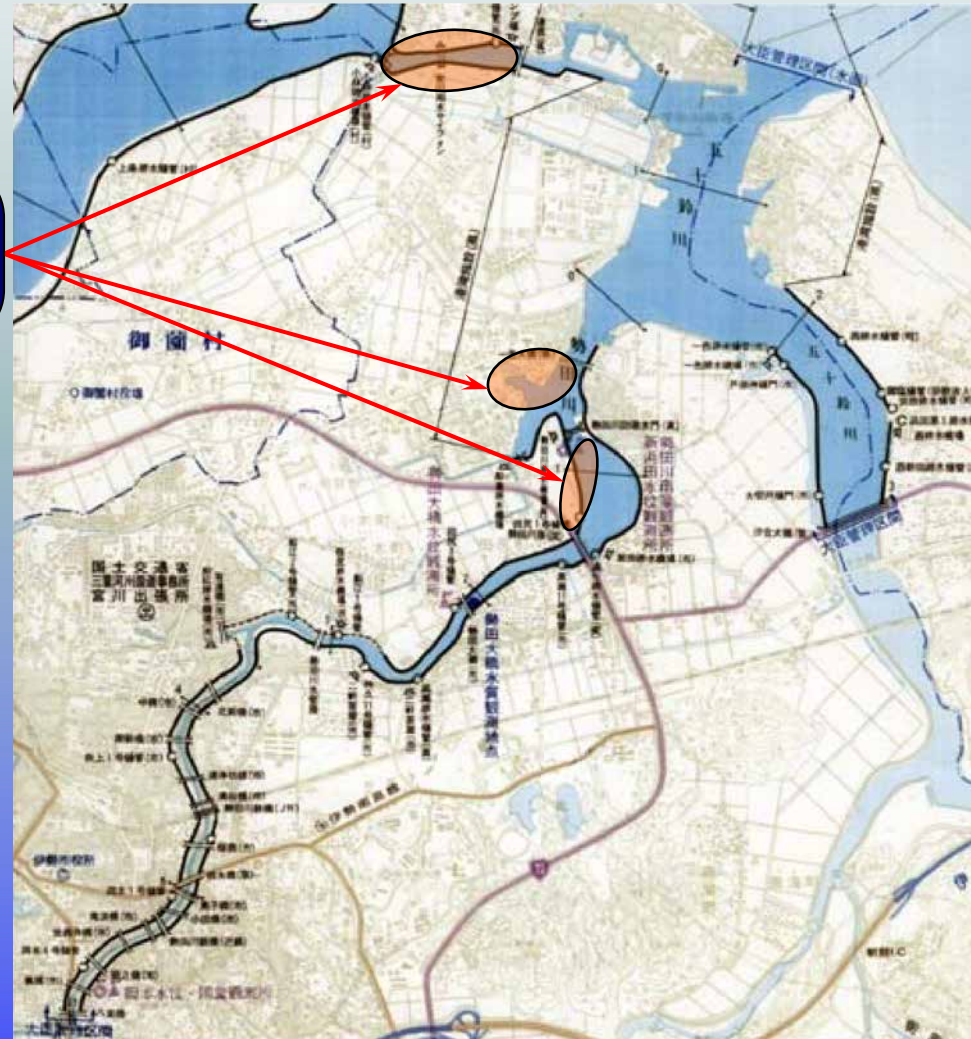
- ・概ね10年以内とする

# ⑥ 暫定係留施設

## 暫定係留施設の候補地 (水面上に係留するタイプ)

### 暫定係留施設の配慮事項

- ・洪水時、高潮時における  
治水上の支障
- ・港湾機能に支障
- ・係留の保全上の問題
- ・係留施設の適切な構造  
及び管理
- ・船舶航行安全上の問題

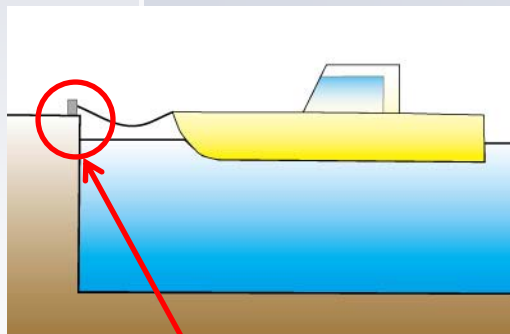




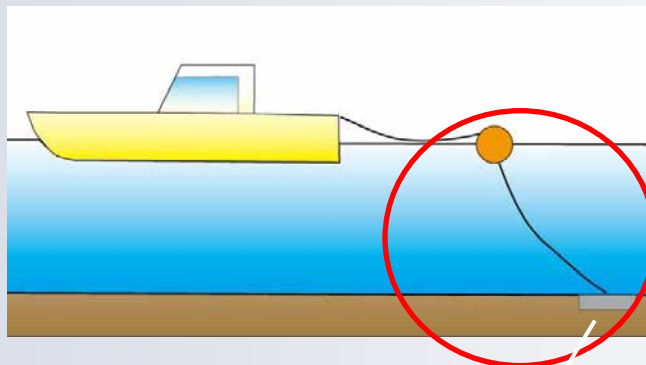
## ⑥ 暫定係留施設

暫定係留施設の種類として、係留環・杭の設置などがある。  
暫定係留施設として条件が整ったところから、占用許可を行っていく。

係留環

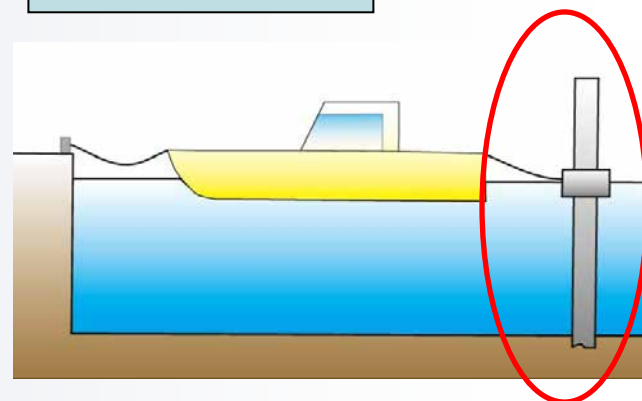


係留ブイ



係留アンカー

杭の設置

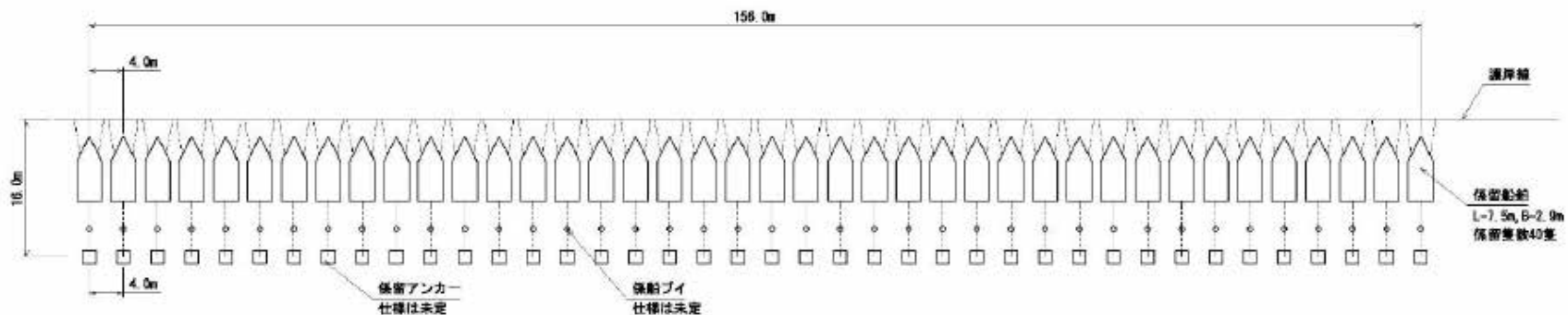


# ⑥ 暫定係留施設

## イメージ図

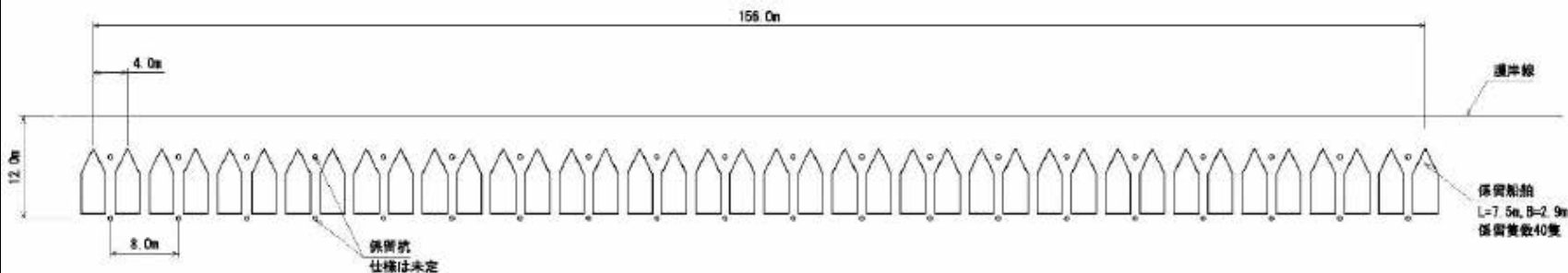
### 係留環・係留ブイ

ブイ方式



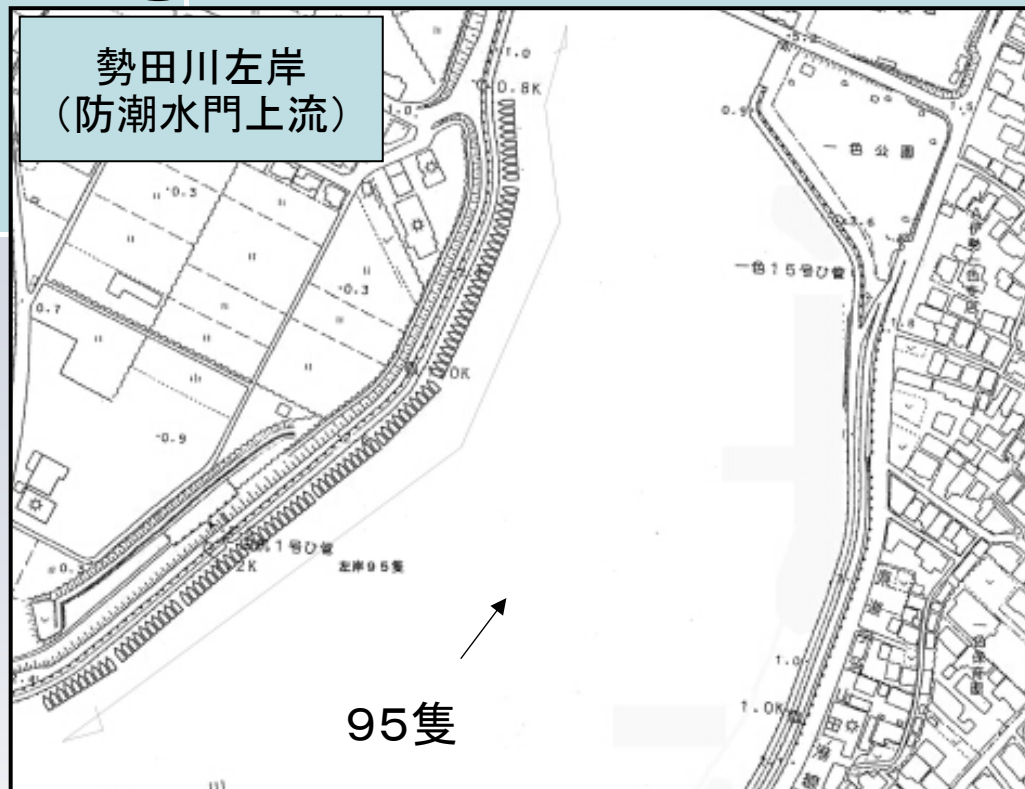
### 杭の設置

杭方式



# ⑥ 暫定係留施設

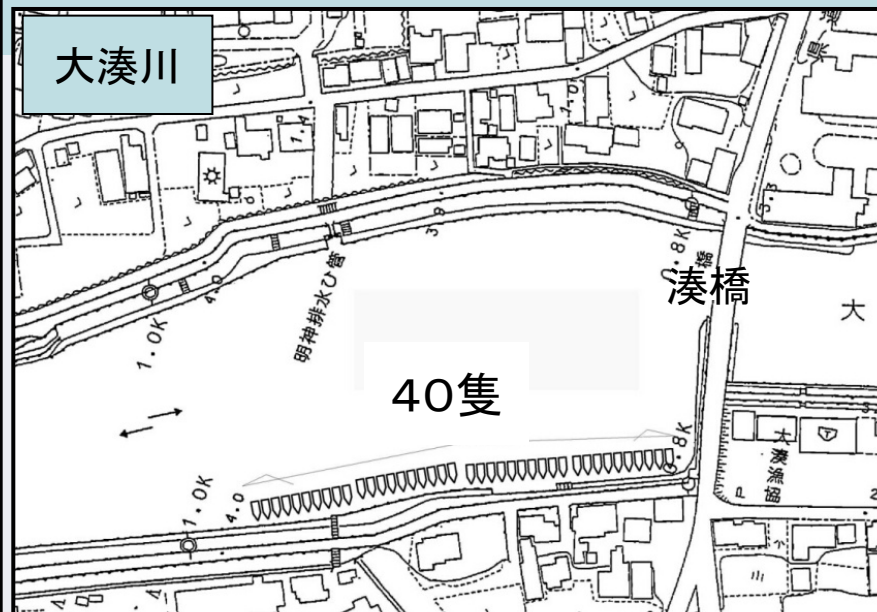
勢田川左岸  
(防潮水門上流)



95隻

水面への直接係留のイメージ図を勢田川、大湊川(国施設)に当てはめる。  
135隻係留が可能

大湊川



40隻

	陸上保管・掘込式	直接係留
利点	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の維持管理が容易</li> <li>治水上の支障がない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水面係留のため、新たな用地取得を必要としない</li> <li>工事費が安価(施設使用料が安く設定可能)</li> <li>大規模工事が不要であり、他に比べ早期の係留が可能</li> </ul>
問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設費用が著しく高額</li> <li>陸上に造成するため、新たな用地取得が必要</li> <li>駐車場の確保が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事費は安価であるが、多額の初期投資が必要</li> <li>河道内の浚渫が必要な場所がある</li> <li>駐車場の確保が必要</li> <li>占用期間が概ね10年以内しかない</li> </ul>

# ⑥ 暫定係留施設

問題点: 絶対的な受け皿係留施設の不足  
(係留対象船舶493隻 民間マリーナ(空き)47隻)

係留場所の確保増

係留対象船舶の減

- ・強制的な撤去措置
- ・船舶実態調査の精査(船籍港や船舶所有者の住所による絞り込み)

## ● 今後に向けての検討事項

- 暫定係留施設としての継続検討について
  - ・ 暫定係留施設としての検討を継続する
  - ・ 将来は恒久施設とする予定で暫定係留施設を検討する
  - ・ 恒久施設の検討に切り替える

整備期間

早い



遅い

費用

安い



高い

- 受け皿施設としての民間マリーナの対象エリアを広げる (47隻→約300隻)

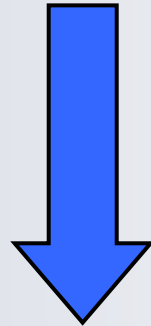
- 現在の船溜まり等施設の一部活用について (所有者不明船56隻)

- 漁船とそれ以外の船舶の取扱いについて

- 新規民間事業者の誘致

## ⑦ 恒久的係留保管施設

暫定係留施設に係留する船舶



将来...

恒久的係留・保管施設に収容

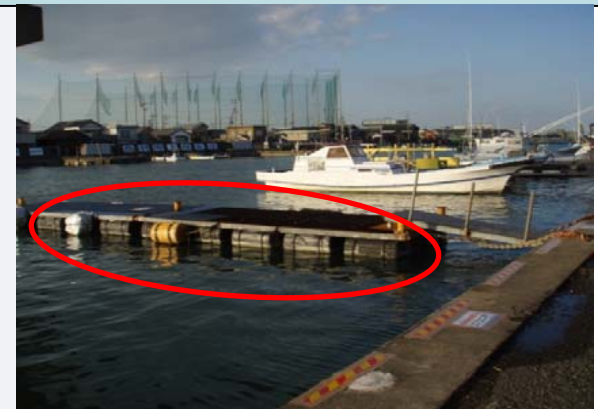
# ⑧ 重点的撤去区域の設定(河川)

## 重点的撤去区域設定の考え方

① 治水上の課題を有する区域、水質事故発生区域に対して、優先的に重点的撤去区域の設定を行っていく。なお、設定に当たっては係留施設の整備状況を考慮する。

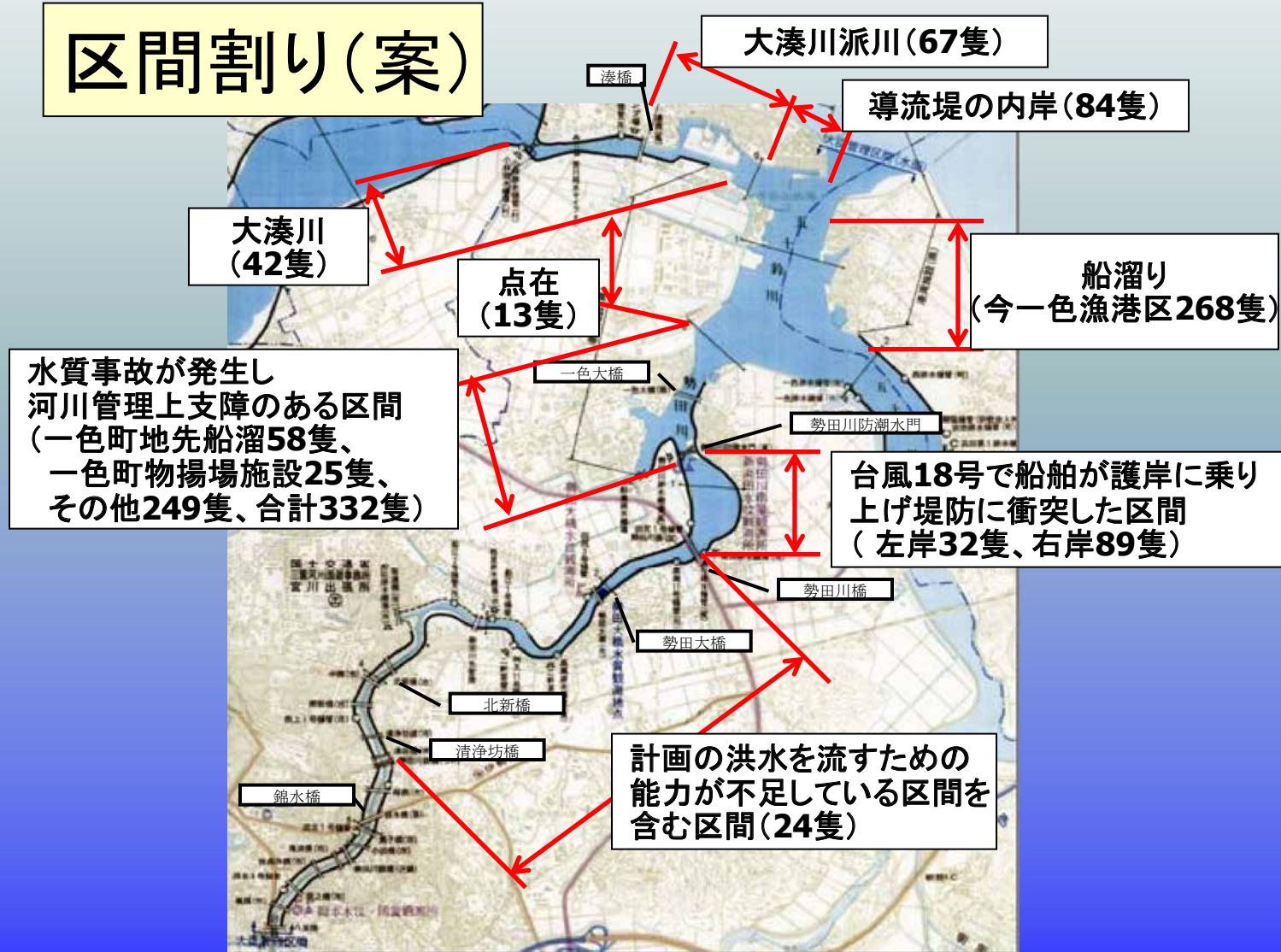
② 簡易代執行等で船舶を撤去した場所は、**再係留防止対策**として、部分的に重点的撤去区域を先行して設定する。(回避目的で他に係留し直された場合も設定する。)

船舶を撤去した場所に  
強固な棧橋を設置された事例



# ⑧ 重点的撤去区域の設定(河川)

## 区間割り(案)







## ⑨ 放置等禁止区域の指定(港湾)

港湾法に基づき  
放置等を禁止する  
物件と区域を指定

放置等禁止区域とは、  
港湾法第37条の3の規定に基づき、  
みだりに船舶その他指定した物件を捨て、  
又は放置することを禁止する区域をいいます。

# ⑩ 条例制定の要否・可否

強制的な撤去措置などを  
実施するための条例(事例)

## ◆ 条例制定の事例

都道府県・市町村名	条例名	施行日
東京都	東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例	平成15年1月1日
埼玉県	埼玉県船舶の放置防止に関する条例	平成20年5月1日
神奈川県 横浜市	横浜市船舶の放置防止に関する条例	平成8年4月1日
和歌山県 有田市	有田市放置自動車及び放置船舶の発生の防止及び適正な処理に関する条例	平成10年10月1日

### 各条例の内容

- ①所有者への撤去指導・命令
  - ②強制的な撤去措置
  - ③罰則
- など

# 今後の予定

H21. 11

勢田川等水面利用対策協議会の設立

協議会で検討していく事項の確認

H22. 3

勢田川等水面利用対策協議会第2回

広報関係  
係留船舶調査・所有者調査結果  
簡易代執行について  
暫定係留施設の候補地  
重点的撤去区域(河川)設定の考え方  
(再係留防止対策の設定)

H22. 7

勢田川等水面利用対策協議会第3回

広報関係  
強制的な撤去措置について  
暫定係留施設について  
重点的撤去区域(河川)について  
(再係留防止対策の効果について)

